

変更・移動申告

✓ 変更申告とは？

区分	変更申告
対象	在外国民登録事項*が変更された場合 * 住所地・氏名・住民登録番号・性別・生年月日 滞留目的および資格・兵役関係・連絡先 その他の登録事項等
期限	変更された日から30日以内に報告

✓ 変更申告例示

- 改名をさせた場合
- 引越をしましたでしたが、管轄の公館が同じ場合
(例: ニューヨークブルックリン→マンハッタン)

✓ 移動申告とは？

区分	移動申告
対象	住所や居所が変更されて 登録公館が変更される場合
期限	変更された日から90日以内

✓ 移動申告例示

- 滞留国を移動した場合
(例: アメリカ→英国)
- 同じ国内で引越をしましたでしたが
管轄の公館が変更された場合
(例: LA 総領事館→ニューヨーク 総領事館)

変更・移動申告方法

✓ 申請方法

- 在外公館に直接訪問して申告



国外

海外滞留地域間割在外公館
訪問を通じて変更・移動申告

* 変更申告は現在館割公館、移動申告は新しい住所地館割公館に申告



オンライン

在外同胞365民願

www.g4k.go.kr またはモバイルアプリ



在外同胞365民願ポータル
www.g4k.go.kr



ホームページ
ショートカット

モバイルアプリを通じた申告



アプリ設置ショートカット



在外同胞365コールセンター (年中無休24時間)

在外同胞365コールセンターご利用
電話: +82-2-6747-0404



海外滞留者皆様 注目!

在外国民登録 ガイド

90日超過海外居住・滞留時
在外国民登録は法的義務事項です。

